

入会のご案内

在宅医療と地域包括ケア研究会では、在宅医療や地域包括ケアに関心をお持ちで、当研究会の目的や活動にご賛同いただける方々の入会を、随時お待ちしております。入会をご希望の方は、裏面「入会申込用紙」に必要事項をご記入の上、研究会事務局へご郵送またはFAXにてお送りください。後日改めて、メールにてご案内をお送りいたします。

◆入会の流れ

入会申込書に必要事項をご記入の上、事務局あてに送付して下さい。

事務局より、入会のご案内をお送りいたしますので、手続きをお願いします。

年会費の納入確認後、研究会会員となります。

◆会員について

個人会員	
研究会主催講座やセミナーの優待利用 会報の配信	
年会費	2,000円

施設会員	
研究会主催講座やセミナーの優待利用（3名迄） 会報の配信	
年会費	5,000円

法人会員	
研究会主催講座やセミナーの優待利用 会報の配信 研究会ブース優先確保・割引 研究会講演枠の優先確保・割引 研究会HPでのリンク	
年会費	50,000円

◆お問い合わせ先

株式会社メディカルオピニオン 研究会事務局

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-11

新宿三井ビル 2号館 16階(株)オースクエア内

電話番号：03-5909-7873

FAX 番号：03-5909-7870

会 則

第1章 総則

第1条（名 称）

本会は「在宅医療と地域包括ケア研究会」と称する。

第2条（目 的）

本会は在宅医療と地域包括ケアの課題を共有化していくと共に、多職種・多業種連携を目指すことを目的とする。

第3条（事 業）

1.本会は第2条の目的を達成するために、原則として年3回の研究会を開催する。

2.その他、本会の目的を達成するのに必要な事業を行う。

第4条（事務局）

本会は東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビル 2号館 16階 株式会社メディカルオピニオンに事務局を置く。

第2章 会員

第5条（資格）

本会は第2条の目的に賛同する医師、コ・メディカル、介護職員など個人と、病院、クリニック、各種施設、事業会社などによって構成される。

第6条（年会費）

1.個人会員は所属、住所、氏名を登録し、年会費を納入する。

2.施設及び事業会社は、施設、企業名、所在地、代表者を登録し年会費を納入する。

3.本会の年会費は、個人会員 2,000円、施設会員（施設関連）5,000円、法人会員（事業会社）50,000円とする。

4.退会しようとするものは、その旨を本会まで届出する。その他、会則に違反する者は、会員資格を喪失し、会費の返還は行わないこととする。

第3章 役員および職務

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

代表世話人 1名

世話人 若干名

監査役 1名

顧問 若干名

事務局 若干名

第8条（役員の職務）

代表世話人は、本会を代表して研究会「在宅医療と地域包括ケア研究会」を開催し、世話人会を組織して本会の事業目的に係る事項について議決し、執行する。

世話人は、代表世話人を補佐し、研究会「在宅医療と地域包括ケア研究会」を開催する。

世話人は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会で決定する。

監査役は、本会の財産の状況を監査し、世話人会にて財産状況の報告を行う。

監査役は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会で決定する。

本会に大きな貢献のあった者を顧問とすることができる。

顧問を委嘱するにあたっては、世話人会で決定する。

顧問は、世話会に出席して意見を述べることができる。

事務局は、本会に関わる運営と会計を担当する。

事務局は、世話会で決定する。

第4章 世話人会

第9条（世話人会の構成）

世話人会は、代表世話人、世話人、監事および事務局で構成され、議長は、代表世話人が行う。

世話人会は代表世話人の発議により原則として年2回開催し、本会の議決機関とする。

世話人会は、世話人あるいは世話人の代理人の3分の2の出席をもって成立する。

世話人会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、他の世話人を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

第10条（世話人会の議決事項）

事業計画（開催日時等）、事業報告および会計報告

役員の推薦、変更、会則の変更、その他、事業目的に係わること

第5章 会計

第11条（収 支）

本会の資産は、研究会「在宅医療と地域包括ケア研究会」年会費、参加費、寄付金、賛助金、その他によって構成し、本会の経費は資産をもって支払いする。

事務局は、会計年度終了後、次回の世話人会でその収支報告を報告する。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。

代表世話人は、必要に応じて収支内容を会員に公表する。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 分科会

本会に分科会を設置することができる。分科会の設定は世話人会の議を経て決定する。

分科会の研究発表会の開催にあたっては、その規約等について別途定めることとする。

第7章 会則の変更

本会の会則は世話人会の過半数の議決を経て改正する事が出来る。

在宅医療

と

地域包括ケア研究会

zaitakuiryo-chiikihokatsukea

平成 29 年 10 月 1 日発行

在宅医療と地域包括ケア研究会

在宅医療と地域包括ケアについて考える

～多職種の連携、多業種の参入、そして緩やかな連携を～

日本の65歳以上の人口は、国民の約4人に1人、3,000万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎え、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されるといわれています。今後もますます在宅医療、そして地域包括ケアシステムの構築が重要になってきます。在宅医療、地域包括ケアが推進される現代において、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことは重要とされており、医療従事者がどのように地域とかかわり、地域に働きかけるのが問われ始めているのです。

在宅医療と地域包括ケア研究会は、東京都北区で2016年9月に在宅医療専門の「赤羽在宅クリニック」を開業した院長の小畑正孝先生を中心に、臨床の現場における医療制度の疑問や患者に寄り添う医療の在り方を議論するため2017年9月に発足。

本研究会は、「住み慣れた自分の家で安心して暮らしたい」「できれば療養生活は、自分の家で、自分らしく過ごしたい」患者さんやご家族の思いをサポートするすべてのの方々のための研究会です。医師・看護職・薬剤師・臨床検査技師等の医療従事者はもちろん、ケアマネージャーやヘルパーなど介護、訪問看護スタッフ、医薬品、医療機器、医療用具や介護・健康食品の販売担当者、医療に関心をお持ちの編集者や記者、法律家、そして、患者さん、市民の方々の積極的参加を呼びかけ活動を継続するとともに緩やかな連携を図っていきたくと考えております。

研究会の目的

- ◆エリアミーティングでの症例検討を通じ、参加者の悩み、解決策を多職種間で共有、職種間の壁をなくし、スキルアップを図る
- ◆このエリア単位、在宅医療の現場からの連携にとどまらず、広い範囲で異業種、企業も交えて地域医療の研究会に発展させたい
- ◆緩やかなアライアンス形成のために、たとえば情報システム開発、共同購買、人材育成を進める
- ◆活動を通じて、医療、介護、企業、サービス、行政の連携を図る



入会申込用紙	
会員区分	<input type="checkbox"/> 個人会員 <input type="checkbox"/> 施設会員 <input type="checkbox"/> 法人会員
ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
会社名	
部署名	
研究会への ご要望	

上記の個人情報の管理を、研究会運営以外に使用する事はございません。責任をもってお取り扱い致します事をお約束致します。

在宅医療と地域包括ケア研究会